# 新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止について

津市では消毒液の設置、検温、席の間隔の確保、仕切り板の設置、定期的な換気の徹底などさまざまな感染防止対策を実施し、申告会場を開設します。

申告会場へお越しの際は、感染拡大防止にご協力ください。

会場内の混雑の緩和を図るため、時間ごとの受付人数を制限しますので、ご理解をお願いします。

## 来場に当たってのお願い

- 以下の人は来場を見合わせてください。
  - 発熱や咳など風邪の症状がある人
  - 入国後の自宅待機期間が終了していない人
  - 高齢者や基礎疾患を持つ人で感染リスクが心配される人
- 必ずマスクを持参し、常時着用してください。
- 受付時の検温にご協力ください。
- 入場記録票を記載してください。
- 換気のため、会場の扉や窓の開放を行う場合がありますので、体温調整しやすい服装でお越しください。
- 備え付けのアルコール消毒液で手指を消毒してください。
- 会場での飲食は控えてください。

## 確認してみましょう! 私は申告が 必要？ 不要？

この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。

**スタート**

令和４年中に収入がありましたか？

- ない → 家族の人の税法上の扶養親族（16歳未満を含む）ですか？
  - はい → 申告は不要です
  - いいえ → 申告の義務はありませんが、所得(課税)証明書の発行や、国民健康保険料･介護保険料･後期高齢者医療保険料の算定･軽減判定などに必要なため、令和４年中の所得がなくても市民税･県民税の申告をすることをお勧めします。
- ある → 収入の内容は？
  - ① 非課税収入のみ(遺族年金･障害年金など)
  - ② 公的年金収入のみで、合計が400万円以下
  - ③ １カ所からの給与収入のみ
  - ④ 上記①～③以外

① → 申告の義務はありませんが、所得(課税)証明書の発行や、国民健康保険料･介護保険料･後期高齢者医療保険料の算定･軽減判定などに必要なため、令和４年中の所得がなくても市民税･県民税の申告をすることをお勧めします。

② → 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更や追加がありますか？
- ある → 所得税等の還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。
- ない → **申告は不要です**(所得税等の還付を受ける人は確定申告が必要です)

③ → 年末調整を受けていて、その内容に変更や追加はありますか？
- ある、または年末調整を受けていない → 所得税等の額が増える人や還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。
- ない → 申告は不要です

④ → 次のA～Dのいずれかに該当しますか？

- A １カ所からの給与収入があり、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- B ２カ所以上からの給与収入があり、従たる給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える
- C 公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える
- D 上記A～C以外の人で、令和４年１年間の所得の合計が所得控除額の合計を超える

- はい → 原則、確定申告が必要です
- いいえ → 市民税・県民税の申告をしてください